

広島県告示第五百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年六月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

一 区域

大崎上島町、尾道市（御調町、向島町を除く。）、三原市（久井町を除く。）及び江田島市

二 対象となる特定計量器

ひょう量一トン以上の大型はかり

三 検査の実施期日

平成二十四年八月一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会